

証券コード 3382
令和4年5月26日

株主各位

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社

セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 井 阪 隆 一

第17回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第17回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第17期（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第17期（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、1株につき52円と決定されました。（中間配当金48円を含めました第17期の年間配当金は、1株につき100円となります。）

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は裏面の「定款新旧対照表」をご覧ください。

第3号議案

取締役15名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に井阪隆一、後藤克弘、伊藤順朗、丸山好道、永松文彦、ジョセフ・マイケル・デピント、伊藤邦雄、米村敏朗及び東哲郎の各氏が再選され、新たに、井澤吉幸、山田メユミ、ジェニファー・シムズ・ロジャーズ、ポール与那嶺、スティーブン・ヘイズ・デイカス及びエリザベス・ミン・マイヤーダークの各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、伊藤邦雄、米村敏朗、東哲郎、井澤吉幸、山田メユミ、ジェニファー・シムズ・ロジャーズ、ポール与那嶺、スティーブン・ヘイズ・デイカス及びエリザベス・ミン・マイヤーダークの各氏は社外取締役であります。

第4号議案

監査役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に原一浩及び稻益みつこの両氏が再選され、新たに、手島伸知氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、原一浩及び稻益みつこの両氏は社外監査役であります。

第5号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬の一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以上

定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
<p><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告書および監査報告書に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>第16条（電子提供措置等）</u></p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>